

女性活躍推進法が改正されました (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性活躍推進法とは？

女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという女性の思いを叶え、性別にかかわらず、多様な生き方や働き方の実現を目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」として、平成27年9月に施行されました。



背景や課題はあるの？

課題としては、女性の**管理職比率が国際的に低い水準**にとどまっていることや、女性雇用者の**非正規雇用比率が半数を超える**ことなど挙げられます。

これは、未だに男性が仕事、女性が家庭という「**性別役割分担意識**」が社会的に残っていることも考えられます。これらを背景として、更なる女性の活躍を推進するため、施行されました。

何が改正されたの？

令和2年6月1日施行

◎情報公表の強化

→常用労働者301人以上の民間企業等、国・地方公共団体には、「職業生活における機会の提供」と「職業生活と家庭生活との両立」に関する女性の活躍状況の情報公表が必要になりました。

◎プラチナえるぼし認定制度の開始

→女性活躍に関する取組の実施状況が優良な事業主に与えられる現行の「えるぼし認定」よりも更に水準の高い「**プラチナ**えるぼし認定」制度が始まりました。

女性の活躍を推進するために、行動してみましょう！



- 企業の公表された情報をチェックし、女性活躍推進の取組を見てみましょう。
→どんな取組をしているのかを知ることで、いつもと違う視点から、企業を知ることができます！
- 従来のとらわれた性別分担意識があることを認識し、一人一人が意識改革していきましょう。
→男女で差別するのではなく、一人一人の個性を大切に、過ごしやすい環境づくりを意識しましょう！

編集後記

今回は、「コロナ禍における男女共同参画とは？」をテーマにしました。「新型コロナ」という今まで経験したことのない感染症に脅威を感じた方が大多数ではないでしょうか。そんなコロナ禍を「悲観」するのではなく、共に生きていくことを意識して、自分の生活や人生設計を見直し、一人一人の発想転換でより良い男女共同参画社会を実現しませんか？

令和3年3月発行

編集 厚木市男女共同参画推進委員会

発行 厚木市協働安全部
市民協働推進課
厚木市中町3-17-17
厚木市役所 本庁舎1階

私たちがめざす男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重し、多様な生き方を選択することが可能で、家庭、地域、職場、学校などにおいて一人一人がいきいきと暮らせる社会です。



コロナ禍における 男女共同参画とは？

新しい生活様式に変化していく中で 自分自身の生き方を見直してみましよう！

長期にわたり流行している新型コロナウイルス感染症の影響で、
自宅で過ごす時間が増えた方も多いのではないのでしょうか？
この機会に、新しい生活様式に合わせた男女共同参画について考えてみませんか？

家庭

家事・育児・介護など…誰か1人に負担が偏っていませんか？
家族やパートナーと役割分担について見直す機会を作ってみては
いかがでしょうか？



今どんな役割分担をしているのかを確認しましょう！
それぞれどんな役割があるか整理し、紙に書くなどして、みんなで
共有してみましよう！（食事の準備・掃除・洗濯・育児・介護など）



お互いに思いやりを持って、積極的に取り組みましよう！

仕事

テレワーク(※)の導入やオンラインの活用が拡大したことなど
により、通勤時間が無くなるなど、時間の使い方に変化が出た
方もいるのではないのでしょうか？



時間の使い方を見直し、ワーク・ライフ・
バランス（仕事と生活の調和）を大切に
する意識を持ちましよう！

学校

オンライン授業等により、
今までとは異なる新しい
学校生活に変化していま
せんか？



自分の理想とするキャリアプランを描き、
そのためにはどのような仕事をし、どの
ような能力が必要なのかを考え、自己啓
発などにも取り組んでみましよう！

個性や能力を生かせる自分らしい豊かな人生をデザインしてみましよう！



※ ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。
会社から離れた場所で働くこと。

見直すことによって…

新しい生活様式とともに現在と未来について考えることで、自分自身の生き方を見直
すことにもつながったのではないのでしょうか。

フルタイムでの在宅勤務や働き方の幅の広がりなど、女性活躍の場の拡大に向けた新
たな可能性が広がるとともに、今までと異なる時間の活用によって、ワーク・ライフ・
バランスの推進につながることも期待できます。

さらに、在宅での働き方が普及していくことは、男性の家事・育児等への参画を促す
チャンスにもなります。

コロナ禍で多様化するライフスタイルを
男女がお互いに尊重し、自分らしく生き生きと
暮らせる社会を目指しましよう。



密を避けて感染予防ましよう



お知らせ

平成30年度に策定した第3次厚木市男女共同参画計画は、現在3年目
を迎えており、第4次計画の策定に向けて、令和3年度は市民意識調査を実
施する予定です。

平成28年度に実施した市民意識調査から、5年間で男女共同参画に対する意識が
どのように変化したかを確認するための重要な調査になります。
調査票が届いた方は、厚木市の男女共同参画推進のために、ぜひ御協力ください。



厚木市では、男女共同参画推進講座を含め、「講座予約システム」で、様々な講座や
イベント情報を発信しています。ぜひ御参加ください。

「厚木市講座予約システム」で検索 <https://atsugi-kouza.jp/>